

# 東京エアロスペースシンポジウム2015

## 「無人航空機」ゾーン出展申込書

【送付先】株式会社東京ビッグサイト 東京エアロスペースシンポジウム事務局

〒135-0063 東京都江東区有明3-11-1 TEL:03-5530-1324 FAX:03-5530-1222 E-MAIL:aerospace-sympo@tokyo-bigsight.co.jp

東京エアロスペースシンポジウム2015内「無人航空機ゾーン」に下記の通り申込みます。また、裏面の出展規則を厳守することに同意致します。

### 1. 出展申込者

《申込締切日:2015年5月29日(金)》

申込年月日	2015 年 月 日	共同出展	あり※	なし
会社名	フリガナ	代表者	役職	
			役職(英)	
	(英)		フリガナ	
			氏名	Ⓔ
	URL(和) http://		(英)	
	URL(英) http://			
本社所在地	〒			
	(英)			
	TEL	FAX		
担当者所在地 連絡先	〒	部署	役職	
		部署(英)		
	(英)	フリガナ	役職(英)	
		氏名		Ⓔ
		TEL	FAX	(英)
	E-Mail			

※共同出展者がある場合、別途、提出書類がございます。提出書類については、後日ご連絡いたします。

### 2. 出展申込小間数及び料金

出展ブース申込 (基本仕様: 2m×2m=4㎡)	㉓出展料金	㉔申込小間数	出展料金合計(㉓×㉔)
	150,000円(税別)	小間	円(税別)

### 3. 出展者名ボードの有無(どちらかに☑を入れてください。)

出展者名ボード	希望する	希望しない
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

### 4. 出展内容(できるだけ具体的にご記入ください。)

### 5. その他連絡事項

申込み確認後1ヶ月以内に申込確認書を送付いたしますが、申込確認書が届かない場合は事務局にご連絡ください。

尚、本申込に際して取得した個人情報は、「東京エアロスペースシンポジウム2015」に必要な業務以外には使用致しません。

主催者記入欄					
受付No.		受付日	年 月 日	担当者	
備考					

# 出展規則

## 第1条 主催者

- 東京都、株式会社東京ビッグサイト(以下「主催者」という)が、東京エアロスペースシンポジウム2015(以下「本展示会」という)を主催します。
- 主催者は、本展示会の開催に関する一切の権限と責任を持つものとします。

## 第2条 出展者

- 本展示会に出展申込みを行い、主催者が出展を認めた機関、法人、団体を出展者となります。
- 主催者は、出展の内容が本展示会の趣旨にそぐわないと判断した場合、出展を拒否することがあります。なお、これにより生ずる損害などに対して、主催者は一切の責任を負わないものとします。

## 第3条 事務局

- 主催者は、本展示会を実施するため、株式会社東京ビッグサイトに東京エアロスペースシンポジウム事務局(以下「事務局」という)を設けます。
- 主催者は、事務局に本展示会の開催における業務の権限を委譲できるものとします。

## 第4条 出展申込みと承認

- 出展申込者は、本出展規則を遵守することを承諾した上で、必要事項を出展申込書に記載し、事務局に提出するものとします。
- 出展申込者からの出展申込みを、事務局が受理することにより、主催者と出展申込者との間に申込みが成立するものとします。
- 主催者は、申込み内容を確認し、展示会の主旨に適合すると考えられる出展申込者に対して「申込み確認書」を送付します。
- 主催者と出展申込者との契約成立は、前項の「申込み確認書」を送付した時点をもって成立するものとします。
- 主催者は、契約の成立後においても、出展の内容が本展示会の趣旨にそぐわないと判断した場合、出展を拒否することがあります。また、これにより生ずる損害などに対し、主催者や事務局は一切の責任を負わないものとします。

## 第5条 出展小間料金の請求と支払い

- 主催者と出展申込者との間に契約が成立した後、事務局が出展者に出展小間料金を請求します。
- 出展者は、2015年6月30日(火)までに事務局が指定する口座に振り込むものとします。なお、振込手数料は出展者が負担するものとします。

## 第6条 出展者による出展の取止め・変更

- 出展者は、出展申込み後に出展の全部または一部を取止める場合、取止めの旨およびその理由を明記した書面を主催者に通知の上、出展の取止めをすることができるものとします。
- 出展者は、主催者が前項の書面を受理した日時を解約日として、下記の解約料を主催者に支払うものとします。

主催者が書面によるキャンセル通知を受領した日	キャンセル料
2015年6月1日(月)～6月30日(火)	出展小間料金の50%
2015年7月1日(水)以降	出展小間料金の100%

- 出展者が、前項の相当金額を未だ支払ってないときは、直ちにこれを支払うものとします。出展者が既に支払った金額が、前項の相当金額を超えているときは、主催者から超過分を返還するものとします。
- 出展者が出展形態を変更する場合、本展示会開催の90日前までに変更を事務局に申請し、主催者が認めた場合に限り、変更することができるものとします。

## 第7条 主催者による出展の取直し

- 主催者は、出展者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ等(総称して「反社会的勢力」という)と判明した場合や本展示会にふさわしくないと判断した場合、何ら催告を要しないで、出展を取消します。この場合、当該出展者に損害が生じても主催者は一切の責任を負いません。また、主催者は、これによって生じた損害を当該出展者に請求することができます。なお、既納の出展小間料金がある場合は返還しません。
- 主催者は、指定された期日までに前項の出展小間料金を支払わない出展者については、その出展を取消しすることができるものとします。
- 前項に基づき、出展の取直しを実施された出展者は、出展小間料金の50%を解約金として主催者に支払うものとします。

## 第8条 展示小間位置の決定・再配置

- 展示小間位置は、ゾーニング、出展分野、出展製品、出展規模などを考慮して、事務局が決定します。
- 事務局は、展示効果の向上、入場者整理の都合などを考慮して、小間位置の発表後においても、小間を再配置できるものとします。その際、出展者は主催者や事務局に対し、小間位置の変更やそれに伴い発生する経費について、賠償請求はできないものとします。

## 第9条 小間の転貸等の禁止

出展者は、自社の小間を主催者の承諾なしに転貸、売買、交換あるいは譲渡することはできないものとします。

## 第10条 出展物等の設置および撤去

- 出展物等の会場への搬入と設置は、後日、事務局が通知する時間内に行うこととします。出展者が、この時間内までに小間を占有しなければ、主催者は契約が解除されたものとみなし、当該小間を主催者が適切と考える方法で使用できる権利を有します。その際、出展者は同日に解約日として、第6条に定める解約料を主催者に支払うものとします。
- 会期中の出展物等の搬入、移動、撤去について、出展者は必ず事務局の承認を得ることとし、承認後に作業を行うこととします。
- 小間内の出展物および装飾物等は、後日、事務局が通知する時間内に撤去しなければならないものとします。この時間内までに撤去されないものは、主催者が撤去しますが、その際に発生する費用は出展者が負担するものとし、後日、事務局から請求をします。

## 第11条 小間の使用

- 実演または他の宣伝・営業活動は、すべて自社小間の中に限られるものとします。出展者は、実演または他の宣伝・営業活動のために、小間の近くの通路が混雑することがないように責任を持つものとします。
- 出展者は、自社小間の装飾や造作が隣接する他社の小間の妨害とならないように、十分配慮しなければならないものとします。隣接する小間から苦情が出た場合、事務局は展示会運営上の立場から鑑みて、装飾や造作の変更の必要性について判断します。変更が必要であると判断した場合、当該小間の出展者はその変更に同意しなければならないものとします。
- 事務局は、発生する音、操作方法、材料またはその他の理由から問題があると思われる展示物を制限し、また、展示会運営上の立場から鑑みて、展示会の目的と合致しない展示物を禁止または撤去する権限を有するものとします。この権限は、人物、行為、印刷物および主催者が問題があるとする性質のすべてのものに及ぶものとします。
- 前項において制限または撤去の必要がある場合、出展者は主催者や事務局に対し、これに伴い発生する経費や一切の責任について、賠償請求はできないものとします。

## 第12条 補償義務の免責

- 主催者および事務局はいかなる場合にも、出展物、出展に付帯して会場に搬入された物品(出展者およびその関係者が携帯した所持品を含む)、あるいは展示小間設備のいずれか、もしくはそのすべてに生じた盗難、滅失、毀損などの一切の物的損害について、補償の義務を負わないものとします。
- 主催者および事務局はいかなる場合にも、出展者による展示(デモンストレーション等を含む)、あるいは出展者が本展示会に出展したことはいずれか、もしくはそのすべてが原因となって、出展者、出展者の使用人、もしくは代理人、その他の関係者、あるいは第三者のいずれか、もしくはそのすべてに生じた物的損害および身体障害について、補償の義務を負わないものとします。

## 第13条 損害賠償

出展者は、自己またはその代理人の不注意によって生じた会場建造物や会場設備の損壊、第三者の展示小間設備や展示物の損壊、人身に対する損害について、一切の損害を賠償するものとします。

## 第14条 展示会の中止

- 主催者は、展示会が不可抗力の事由により開催または継続が不能または困難であると判断した場合、展示会の開催の中止または中断をすることができるものとします。
- 前項の不可抗力の事由とは、台風、洪水、風害、疫病、地震、火災、爆発、その他の事故、公敵による行為・暴力または内乱、ストライキ、その他の労働争議、さらに国および地方公共団体の法的規制決定がある場合とします。
- 出展者は、いかなる場合でもその決定により被った損害の賠償を、主催者や事務局に対して請求できないものとします。

## 第15条 日本国法令規定の遵守

出展者は、日本国法令規定を遵守しなければなりません。特に航空関係の法令、消防関係法令および武器の輸出入に関する法令に留意するものとします。

## 第16条 規則の遵守

- 出展者は、本出展規則、および主催者が別途定める規則等(出展申込書、出展マニュアル等)を遵守しなければならないものとします。
- 主催者は、やむを得ない事情により諸規則を変更することができるものとします。出展者は、あらかじめこれに同意し、変更後の新規則等を遵守しなければならないものとします。
- 出展者が、万が一これら規則等に違反した場合、理由の如何にかかわらず、出展を拒否することがあります。この際に生じる損害等に対して、主催者や事務局は一切の責任を負わないものとします。
- 本出展規則、及び主催者が別途定める規則等、並びに関係契約は、日本国の法律に従って解釈されるものとします。これらに関する訴訟、その他手続きの管轄は、東京地方裁判所を専属管轄とします。

## 第17条 疑義

本出展規則に定められていない事項、あるいは疑義がある場合、主催者が最終決定権を保持するものとします。